

国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則（16 経教 細則第7号）の一部を次のとおり改正する。

現 行	改 正 後
<p>国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 細則第7号</p> <p>第1条～第2条 省 略</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 情報を担当する副学長</p> <p>二 共生科学技術研究部、工学教育部、農学教育部及び生物システム応用科学教育部の教育研究評議員を兼ねる副部局長 各1人</p> <p>三 図書館長</p> <p>四 総合情報メディアセンター長</p> <p>五 連合農学研究科から選出された本学の教員 1人</p> <p>六 技術経営研究科から選出された専任の教員 1人</p> <p>七 大学教育センターから選出された専任の教員 1人</p> <p>八 総合情報メディアセンター専任の教員 3人</p> <p>九 広報・社会貢献委員会副委員長</p> <p>十 学術情報チームリーダー</p> <p>十一 計画評価チームリーダー</p> <p>十二 その他次条に規定する委員長が必要と認められた者</p> <p>2 前項第5号から第8号まで及び第12号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第5条 省 略</p> <p>（招集の請求）</p> <p>第6条 委員長は、委員の3分の1以上の請求がある場合、又は第8条に規定する小委員会の請求がある場合は、委員会を招集しなければならない。</p> <p>第7条 省 略</p> <p>（小委員会）</p> <p>第8条 委員会に、次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行</p>	<p>第1条～第2条 省 略（現行どおり）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 情報を担当する副学長</p> <p>二 共生科学技術研究院、工学府、農学府及び生物システム応用科学府の教育研究評議員を兼ねる副部局長 各1人</p> <p>三 図書館長</p> <p>四 総合情報メディアセンター長</p> <p>五 連合農学研究科から選出された本学の教員 1人</p> <p>六 技術経営研究科から選出された専任の教員 1人</p> <p>七 大学教育センターから選出された専任の教員 1人</p> <p>八 総合情報メディアセンター専任の教員 3人</p> <p>九 広報・社会貢献委員会副委員長</p> <p>十 総括本部長</p> <p>十一 学術情報チームリーダー</p> <p>十二 計画評価チームリーダー</p> <p>十三 その他次条に規定する委員長が必要と認められた者</p> <p>2 前項第5号から第8号まで及び第13号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第5条 省 略（現行どおり）</p> <p>（招集の請求）</p> <p>第6条 委員長は、委員の3分の1以上の請求がある場合は、委員会を招集しなければならない。</p> <p>第7条 省 略（現行どおり）</p>

うとともに、実施における調整及び総括を行う。

一 情報化小委員会

二 ホームページ運用小委員会

三 その他委員会が必要と認める小委員会

2 小委員会の委員長は、委員会が選出する。

3 小委員会の委員構成及び所掌事項は別表のとおりとし、委員会がこれを定める。

4 小委員会委員の任期は、委員会が別に定める。

(専決)

第9条 委員会は、前条の小委員会で審議された事項について、小委員会での議決をもって委員会の議決とすることができる。

2 前項の小委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項については、委員会で別に定める。

3 第1項の議決を行った場合は、小委員会委員長は速やかにその旨を委員長に報告するものとする。

(担当委員)

第10条 委員長は、特に必要と認める事項があるときは、委員会委員のうちから担当委員を指名し、当該事項について協議の上決定することができる。この場合において、委員長は、決定事項について速やかに委員会に報告するものとする。

(事務)

第11条 委員会の事務は、学術情報チームにおいて処理する。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が定める。

附 則 省 略

(担当委員)

第8条 委員長は、特に必要と認める事項があるときは、委員会委員のうちから担当委員を指名し、当該事項について協議の上決定することができる。この場合において、委員長は、決定事項について速やかに委員会に報告するものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学術情報チームにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が定める。

附 則 省 略 (現行どおり)

別表

小委員会名称	委員構成	所掌事項
情報化小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1項第8号の委員 1人 ・同項第10号の委員 ・各該当部局等から選出された者 ・その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学諸活動の電子化、蓄積に関すること。 ・大学の情報化及びネットワーク化の推進に関すること。 ・全学的な情報処理システムに関すること。 ・職員の情報化スキルアップの推進に関すること。 ・その他必要な事項
ホームページ運用小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1項第8号の委員 1人 ・同項第10号の委員 ・広報・社会貢献委員会の広報・社会貢献小委員会から選出された委員 1人 ・広報・社会貢献チームリーダー ・学務チームリーダー ・その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの在り方に関すること。 ・ホームページの管理運用に関すること。 ・ホームページの運用指針に関すること。 ・その他必要な事項

別表 削る

附 則 (1 8 細則第 1 1 号)

この細則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。